

国税通則法関係

納税管理人制度の改正

1 はじめに

令和3年度税制改正により、従来の「納税管理人制度」に加えて新たに「特定納税管理人」制度が創設された。

2 納税管理人制度

納税者が非居住者又は国内に事務所及び事業所を有しない外国法人である場合において、その納税者が納税申告書の提出その他国税に関する事項を処理する必要があるときに、これらの事項を処理させるため一定の要件を満たす納税管理人を選任する必要がある(通法117①②)。

3 改正の経緯

近年、非居住者又は外国法人による国境を越えた経済活動が活発化している。これにより、国内に拠点を有しない非居住者又は外国法人において課税関係が発生する場面が増えてきているが、これらの納税者が納税管理人の選任義務を履行しない場合には、税務調査が困難な場合があるという課題があった。

4 特定納税管理人制度

(1) 納税管理人を選任すべき納税者が納税管理人の届出をしなかったときは、所轄税務署長等は以下の事項を書面で求めることができる。

① その納税者に対し、国税に関する事項のうち納税管理人に処理させる必要があると認

められるもの(特定事項)を明示して、60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日(指定日)までに、納税管理人の届出をすべきこと(通法117③)。

② 国内に住所又は居所(事務所及び事業所を含む。)を有する者で特定事項の処理につき便宜を有するもの(国内便宜者)に対し、その納税者の納税管理人となること(通法117④)。

(2) 税務当局による特定納税管理人の指定

所轄税務署長等は、上記(1)①の納税者(特定納税者)が指定日までに納税管理人の届出をしなかったときは、上記(1)②により納税管理人となることを求めた国内便宜者のうち次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者を、特定事項を処理させる納税管理人(特定納税管理人)として指定することができる(通法117⑤)。

① その特定納税者が個人である場合

イ その特定納税者と生計を一にする配偶者その他の親族で成年に達した者

ロ その特定納税者に係る国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事

実についてその特定納税者との間の契約により密接な関係を有する者

ハ 電子情報処理組織を使用して行われる取引その他の取引をその特定納税者が継続的に又は反復して行う場を提供する事業者

② その特定納税者が法人である場合

イ その特定納税者との間に特殊の関係のある法人

ロ その特定納税者の役員又はその役員と生計を一にする配偶者その他の親族で成年に達した者

ハ 上記①ロ又はハに掲げる者

(3) 税務当局による特定納税管理人の指定の解除

所轄税務署長等は、上記(3)により特定納税管理人を指定した場合において、特定納税管理人に特定事項を処理させる必要がなくなったときは、その特定納税管理人の指定を解除するものとする(通法117⑥)。

5 おわりに

特定納税者又は特定納税管理人において、その指定に不服がある場合には不服申立てをすることができる(通法75①)。

〔 右山研究グループ
税理士 三浦 裕義 〕